

県南広域振興局長告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

県南広域振興局長 小 島 純

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370902231	株式会社アンビス	訪問介護ステーション ホスピス西城	一関市八幡町2番38号	令和6年12月1日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0360990105	株式会社アンビス	訪問看護ステーション ホスピス西城	一関市八幡町2番38号	令和6年12月1日